

16 養護老人ホーム等入所判定委員会に関すること



(1) 経緯

平成5年2月に大北地域広域市町村圏事務組合に老人ホーム等入所判定委員会を設置し、以来、養護老人ホームの入所判定事務と特別養護老人ホームへの特例入所の適否の判定を行っています。

平成12年4月の介護保険法施行以降は、養護老人ホームへの措置入所判定事務が中心でしたが、制度改正により特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上となったことから、平成27年度からは要介護1又は2の要介護認定者の特例的入所要件における適否の判定を行っています。

(2) 現状と課題

平成12年4月の介護保険法施行に伴い、措置入所の判定対象者は養護老人ホームと措置による特別養護老人ホームへの入所者のみとなり、判定件数は減少傾向となっています。軽度の要介護認定者の特例入所の適否判定と共に4回の定例開催と緊急時の持ち回り開催を行い、結果を関係市町村と共有しながら、随時連携を図っています。

今後も、入所判定委員会においては、社会情勢の変化に対応し、養護老人ホーム等への入所措置の必要性を迅速かつ適正に判定し、高齢者福祉の推進に努めていく必要があります。

また、軽度の要介護認定者の特例入所については、関係団体と協議し「大北圏域指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）優先入所指針」を定め、平成27年度から適切な運用と周知を図っています。今後は、指針の見直しを含め関係施設との連携をより強化する必要があります。

■審査件数及び判定委員会開催回数

(単位：件)

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人ホーム等入所判定	8	5	9	5	8
特養特例入所（要介護2以下）	8	4	4	3	3

(単位：回)

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
判定委員会	3	2	5	4	4
持ち回り審査	5	3	—	—	—

(3) 今後の方針と施策

社会情勢の変化により、今後、様々な問題を抱えた高齢者や、生活困窮者等の増加が予想されます。在宅生活が困難となった場合に、介護保険施設や高齢者向け住宅等の選択肢が増えていますが、個人の尊厳と権利を守るため、養護老人ホーム等への入所措置の必要性を適正に判定し、介護保険における軽度の要介護認定者の特別養護老人ホームへの特例入所については、適切な関与に努めます。

■SDGsの目標との関連

	SDGs17の目標	関連目標
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	経済的な不安なく、自立した日常生活の継続と社会参加を目指す
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	在宅生活が困難となっても自立した日常生活の継続と社会参加を目指す